らしてその内容を審査し、当該新事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、様式第九による認定書を申請者に交付するものとする。

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該申請者に交付するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第十一により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。

（認定新事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第九条　法第十条第一項の規定により新事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定新事業活動実施者は、様式第十二による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2　申請書の提出は、認定新事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。

3　二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る新事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十条第四項において準用する法第九条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該新事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、様式第十三による認定書を当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。

5　主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。

6　主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第十五により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。

（認定新事業活動計画の変更の指示）

第十条　主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定新事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による通知書を当該変更の指示を受ける認定新事業活動実施者に交付するものとする。

（認定新事業活動計画の認定の取消し）

第十一条　主務大臣は、法第十条第二項又は第三項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定が取り消される認定新事業活動実施者に交付するものとする。

2　主務大臣は、認定新事業活動計画の認定を取り消したときは、様式第十八により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（事業再編計画の認定の申請）

第十二条　［略］

2　［略］

3　事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十四条第三項並びに第四十八条第二項及び第四項において「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定す

（事業再編計画の認定の申請）

第十二条　［略］

2　［略］

3　事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十四条第三項並びに第四十八条第三項及び第五項において「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定す